

民生委員審査専門分科会の概要

1 設置目的

社会福祉法第11条に基づき、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会が置かれています。

2 所掌事務

- (1) 民生委員推薦会の推薦者に対する意見（民生委員法第5条第2項）
(民生委員候補者の適格性の審査)
- (2) 民生委員推薦会の推薦者が適当でないと認めることへの意見（民生委員法第7条）
- (3) 民生委員の解職を厚生労働大臣に具申することへの同意（民生委員法第11条）

3 民生委員・児童委員の委嘱

① 民生委員・児童委員について

【民生委員法第5条】

- 1 民生委員は、都道府県知事の推薦によって、厚生労働大臣がこれを委嘱する。
- 2 都道府県知事は、前項の推薦を行うに当たっては、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について行うものとする。この場合において、都道府県に設置された社会福祉法第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会の意見を聞くよう努めるものとする。

【児童福祉法第16条第2項】

民生委員法による民生委員は、児童委員に充てられたものとする。

② 社会福祉審議会民生委員審査専門分科会について

【社会福祉法第11条】

地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を置く。

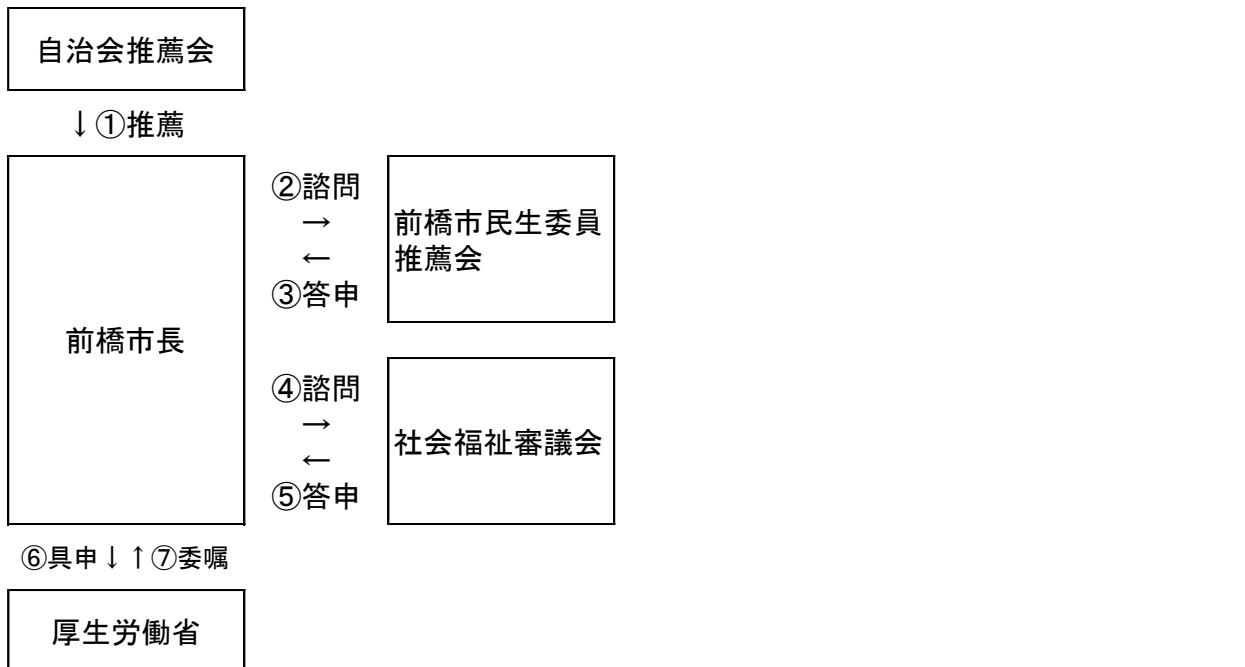
【社会福祉法施行令第2条】

- 1 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員の選挙権を有する地方社会福祉審議会の委員のうちから、委員長が指名する。
- 2 民生委員審査専門分科会に属する委員が、その職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、当該委員について、委員長は、前項の規定による指名を取り消すことができる。
- 3 民生委員審査専門分科会の決議は、これをもって地方社会福祉審議会の決議とする。

4 民生委員・児童委員の推薦手続

① 厳格な審査等が求められる場合

(1) 推荐手続の流れ



(2) 社会福祉審議会の意見聴取を要する場合

ア 特に厳格な審査が求められる場合

①再推薦を命じる場合

②解嘱を具申する場合

イ 全ての地域において改選が行われ、新たに推薦される者が多い場合

①一斉改選に伴う推薦を行う場合

参考：前橋市民生委員推薦会の構成委員

【前橋市民生委員法施行細則】

(民生委員推薦会)

第2条 前橋市民生委員推薦会の委員の定数は、14人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、それぞれ2人以内を市長が委嘱する。

(1)市議会議員

(2)民生委員

(3)社会福祉事業の実施に関係のある者

(4)市の区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者

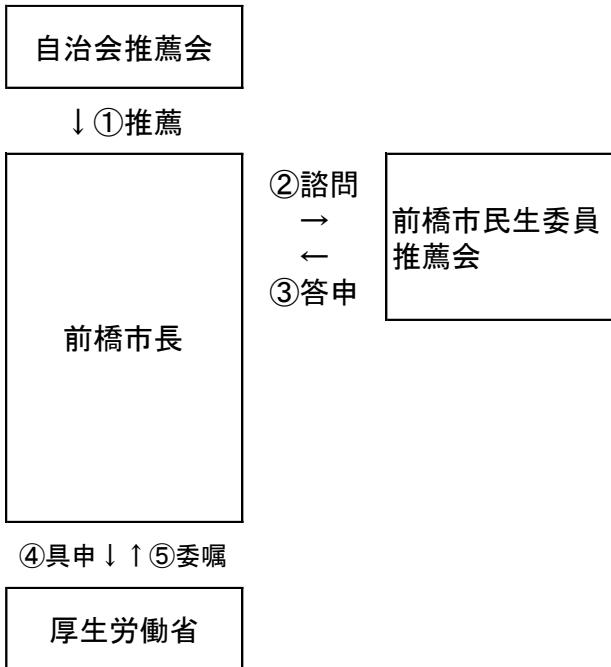
(5)教育に関係のある者

(6)関係行政機関の職員

(7)学識経験のある者

② 簡素化の場合

(1) 推薦手続の流れ



(2) 簡素化について

ア 内容

第三次地方分権一括法の施行に伴い、民生委員法第5条が改正され、平成26年4月1日から施行されました。これにより、厚生労働大臣に対して民生委員の推薦を行う際に必要とされている、社会福祉審議会への意見聴取について、欠員補充対応の迅速化・効率化など、民生委員の委嘱手続きを簡略化する観点から、義務の緩和（努力義務）が図られました。

このため、平成27年4月1日から前橋市では、特に厳格な審査が求められる場合、若しくは、全ての地域において改選が行われ、新たに推薦される者が多い場合を除き、社会福祉審議会への意見聴取を省略することとしました。

イ 根拠

平成25年7月17日付け厚生労働省通知（雇児育発0717第1号　社援地発0717第1号）4-(2)「地方社会福祉審議会への意見聴取関係」に基づき実施。

5 民生委員・児童委員の資格要件

① 民生委員法に規定する資格要件（民生委員法第6条）

ア 当該市町村の議会の議員の選挙権を有する者

イ 人格識見高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者

ウ 児童委員としても適当である者

② 民生委員・児童委員の適格要件（民生委員・児童委員選任要領）

ア 社会奉仕の精神に富み、人格識見ともに高く、生活経験が豊富で、常識があり、社会福祉の活動に理解と熱意がある者

- イ その地域に居住しており、その地域の実情をよく知っているだけでなく、地域の住民が気軽に相談に行けるような者
- ウ 生活が安定しており、健康であって、民生委員・児童委員活動に必要な時間を割くことができる者
- エ 個人の人格を尊重し、人種、信条、性別、社会的門地によって、差別的な取りをすることなく職務を行うことができ、個人の生活上、精神上、肉体上の秘密を固く守ることができる者
- オ 児童及び妊産婦の保護、保健その他福祉の仕事に関心をもち、児童の心理を理解し、児童に接触して指導することができ、また児童から親しみをもたれる者

③ 年齢基準（民生委員・児童委員選任要領）

男女比の極端な偏りがないように留意するとともに、将来にわたって積極的な活動を行えるよう75歳未満の者を選任するよう努めること。なお、年齢要件については、地域の実情を踏まえた弾力的な運用が可能なものであるので留意すること。

○前橋市の方針

本市では、県の方針や推薦元の自治会の意見等を踏まえ、以下のとおりの方針としている。

- ・新任・再任共に原則として75歳未満（超過する場合、超過理由書を提出）

6 民生委員・児童委員定数及び配置基準（区域担当委員）

① 民生委員の定数（民生委員法第4条）

厚生労働大臣の定める基準を参照して、市町村の区域ごとに、都道府県の条例で定める。

② 定数基準

（区域担当委員）

区分	配 置 基 準
1 東京都区部及び指定都市	220から440までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員1人
2 中核市及び人口10万人以上の市	170から360までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員1人
3 人口10万人未満の市	120から280までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員1人
4 町 村	70から200までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員1人

* 定数設定にあたっては、市区町村ごとの管内人口や面積、地理的条件、世帯構成の類型等を総合的に勘案し、住民に対するサービスが適切に行われるよう地域の実情を踏まえ

た弾力的な定数設定について留意すること。

◎ 前橋市民生委員・児童委員定数（単位：人）

区分	定数
区域担当委員	631
主任児童委員	50
計	681

7 次回（令和7年度）一斉改選に向けた取組について

① 定数の見直し

民生委員児童委員の定数については、一斉改選の年の条例により決めています。定数を決めるにあたっては、推薦元となる自治会との意見交換が重要なことから、現在自治会長と地区の民生委員とで定数について、協議を進めています。

② 選考会の見直し

以前までは、自治会（主に自治会長）が民生委員の候補者を探し、推薦をしていましたが、地域によってはなり手不足により、候補者が推薦できない状況にあります。そこで、選考会に民生委員（OB民生委員を含む）を加えることで、なり手不足の解消を目指します。

③ 一斉改選までのスケジュール

令和6年 5月 民生委員と自治会で協議

～令和6年10月

令和6年11月 各地区定数の集計

令和6年12月 自治会、民生委員へ定数決定の報告

令和7年 1月 定数条例改正議案準備

令和7年 3月 定数条例改正議案上程

令和7年 5月 自治会連合会理事会で民生委員の推薦依頼
各自治会に対し民生委員の推薦依頼

令和7年 8月 各自治会から市への推薦書の提出

令和7年 9月 推薦会及び審議会の開催

厚生労働省へ推薦書提出

令和7年11月 厚生労働大臣より委嘱決定

令和7年12月 新任民生委員委嘱

8 主任児童委員の指名

① 制度概要

区域を担当する委員と異なり、区域を担当せず、児童福祉に関する事項を専門的

に担当する「民生委員・児童委員（主任児童委員）」が平成6年1月1日から新たに設置された。

② 指名手続等

地区自治会連合会が候補者を選考し、厚生労働大臣より指名を受ける。（市）こども支援課、（国）厚生労働省社会・援護局が所管している。

③ 主任児童委員の選任基準

民生委員・児童委員の資格要件等に該当し、かつ以下に掲げる基準に照らして主任児童委員にふさわしい者を推薦するものとされている。

【主任児童委員独自の要件】

ア 児童福祉に関する理解と熱意を有し、また次に例示する者など専門的な知識・経験を有し、地域における児童健全育成活動の中心となり、積極的な活動が期待できる者。

- ・児童福祉施設等の施設長若しくは児童指導員若しくは保育士等として勤務した者又は里親として児童養育の経験がある者
- ・学校の教員経験者
- ・保健師、助産師、看護師、保育士等の資格を有する者
- ・子供会活動、少年スポーツ活動、少年補導活動、PTA活動等の活動実績を有する者

イ 女性の積極的な登用に努め、民生委員協議会における主任児童委員の定数の半数は女性となるよう努めること。

ウ 原則として55歳未満の者を推薦するよう努めること。なお、年齢要件については、地域の実情を踏まえた弾力的な運用が可能なものである。

【前橋市の独自基準】

原則55才未満。ただし、適任者がいない等やむを得ない場合、健康であり、活動に支障がないことを前提として「年齢超過理由書」の提出により、許容するものとする。

④ 主任児童委員配置基準

主任児童委員の配置については、下表を基準に、都道府県知事が市町村長の意見をきいて定めることとされている。

■主任児童委員配置基準表

（平13.6.29 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長通知）

民生委員協議会の規模	主任児童委員の定
民生委員・児童委員の定数39人以下	2人
民生委員・児童委員の定数40人以上	3人